第２号様式（第７条関係）

世田谷区ベビーシッター利用支援事業利用内

記入例

児童氏名	○○　○○
多胎児・ひとり親家庭・障害児に該当しますか（該当する場合は右記にチェック）→	□

※児童１人につき１部作成してください

今年度世田谷区に転入し、前の自治体でベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の助成を受けたことがある場合は、前の自治体への申請済み時間数をご記入ください

今年度世田谷区から助成を受けたことがある場合は、交付決定通知に記載された申請済み時間数をご記入ください。
※今回申請される分の時間数は含みません。

年度内に転入前自治体で同じ助成を利用していた場合は，申請済み時間数をご記入ください。			
	時間		分
年度内に**世田谷区で助成を利用**した場合は、申請済み時間数をご記入ください。 ※今回の申請分は含みません。			
10	時間		分
申請可能時間			
134	時間	0	分

【記入上の注意事項】（Excelで入力の場合、黄色付

●・クーポン額を記載してください）。この表に記載がないものについては、補助対象としませんのでご注意ください。
●金額を記入してください。
●ッター１人による保育が原
社共同保育」の欄に「○」を
●共同保育の場合は の保育料をお子さんの人数で割っ
い。クーポン等の割 額についても同様です。
●審査は利用内訳表に記載された順に上から行います。申請 となります。申請の順 ご自身でご判断ください。

利用日・利用時間を記入。
※Excelで入力した場合、利用時間数は自動で表示されます。

兄弟姉妹を一緒に保育した場合，「保育料(割引前)」は，1人目の保育料と2人目以降の保育料(加算料金・オプション料金として請求された分を含む)を合計し，児童の人数で割った金額を記載してください。割引がある場合は，割引額を児童数で割った金額を「クーポン等の割引金額」に記載してください。

保育料は、対象外経費を除く、クーポン等の割引前の金額を記入してください。

No.	共同保育	申請する利用月日	利用時間帯（24時間表記でご記入ください）	利用時間数	利用時間数	利用時間数【0:00~7:00】	保育料（割引前）	クーポン等の割引金額	区記入欄
1		4 月 4 日	12 : 0 ～ 15 : 30	3 時間 30 分	3 時間 30 分	0 時間 0 分	12,500 円	円	
2	○	4 月 8 日	17 : 0 ～ 23 : 45	6 時間 45 分	5 時間 0 分	1 時間 45 分	12,000 円	500 円	
3		5 月 5 日	19 : 0 ～ 26 : 0	7 時間 0 分	3 時間 0 分	4 時間 0 分	20,800 円	4,400 円	
4		5 月 8 日	22 : 0 ～ 23 : 30	1 時間 30 分	0				
5		月 日	: ～ :	時間 分	時間				
24		月 日	: ～ :	時間 分	時間				
25		月 日	: ～ :	時間 分	時間 分	時間	円	円	
			合計	11 時間 30 分	7 時間		47,800 円	4,900 円	
			補助対象合計	11 時間 30 分	7 時間 分		47,800 円	4,900 円	
				①	②		③	④	

日をまたぐ利用の場合は、深夜0:00以降の時間を24:00以降の表記で入力してください。
【例:No.3、4】
利用時間:5/5 19:00 ～ 5/6 2:00
※深夜0:00は 24:00、翌7:00は 31:00 として入力します。
※翌7:00(31:00)をまたぐ場合は、行を分けて入力してください。

★補助申請額計算方法★

①【利用時間数】利用時間と保育料、割引を入力します。※審査は記載された順番に上から行います。
4月4日 12:00～15:30 → 日中区分 3時間30分、夜間区分 0時間　保育料 12,500円
4月8日 17:00～23:45 → 日中区分 5時間　、夜間区分 1時間45分 保育料 12,000円 割引 500円
5月5日 19:00～26:00 → 日中区分 3時間　、夜間区分 4時間　保育料 20,800円 割引 4,400円
5月8日 22:00～23:30 → 日中区分 0時間　、夜間区分 1時間30分 10保育料 2,500円

①【補助対象時間】日中・夜間それぞれの利用時間を合算します。
・日中区分　11時間30分
・夜間区分　7時間15分
→ **補助対象時間の合計を計算**
日中区分:11時間30分 ＋ 夜間区分:7時間15分＝ 18時間45分

②【補助対象保育料】保育料の合計からクーポンの合計を差し引いて補助対象保育料を計算します。
「保育料(割引前)」から「クーポン等の割引金額」を差し引いた額が補助対象保育料となります。
47,800円 － 4,900円 ＝ 42,900円

【補助上限額】日中・夜間それぞれの合算時間数に各上限額を乗算して、補助上限額を計算します。
2,500円×11時間30分 ＋ 3,500円×7時間15分 ＝ 54,125円

【補助申請額】補助対象保育料と補助上限額を比較し、低い方が補助申請額です。
補助上限額(54,125円)＞補助対象保育料(42,900円)→ 補助申請額 42,900円

★兄弟姉妹を一緒に保育した場合の利用時間及び利用料の記入方法★

【例(No. 2)】
1人目の通常保育料:16, 000円
2人目の加算料金:6, 000円
夜間割増加算:2, 000円
クーポン等の割引金額:1, 000円
この場合, 下記のとおりご記入ください。

保育料:(16, 000円＋6, 000円＋2, 000円)÷2＝12, 000円
クーポン等の割引金額:1, 000円÷2＝500円

・補助金は一申請ごとに審査・支給額決定します。
・審査は利用内訳表に記載された順番で行います。
・申請可能時間数に達した次の利用分から、審査の対象外です。
時間単価が高かった利用分や夜間帯(22時～翌7時)の利用分を優先的に上から記載するなど、申請の順番は保護者の方ご自身でご判断ください

☆補助額計算欄☆
○Excelで入力した場合、自動表示されます。
○手書きの場合、記入例に計算方法の詳細が記載されています。
ご参考ください。

注意事項	・申請ごとに補助対象保育料と補助上限額（時間数×基準額）との合計を比較して低いほうが補助申請額です。 ・提出書類を確認の上，助成額を決定します。審査の結果，補助申請額と助成額に相違が出る場合がございます。				区記入欄	
⑤日中上限額（①×2,500円）	28,750 円	⑥夜間上限額（②×3,500円）	25,375 円	⑦補助上限額（⑤＋⑥）	54,125 円	
		申請時間（①+②）	18 時間 45 分	⑧補助対象保育料（③－④）	42,900 円	
				補助申請額（⑦と⑧を比較し少ない方）	42,900 円	